

学校法人関西大学による委託研究費の不正使用に係る措置について

令和3年5月19日

国土交通省 近畿地方整備局

1. 事案の経緯

- (1) 近畿地方整備局は、鋼橋の疲労亀裂の補修・補強及び点検等の維持管理手法や高齢化を迎えた長大橋梁の健全性の評価・診断及び予防保全も含めた最適な補修・補強を検討するため、関西大学と委託契約を行ってきました。
- (2) 関西大学は、令和2年8月4日、近畿地方整備局との委託契約の一部において、委託研究費の不正使用（目的外使用）があったことについて公表を行いました。
- (3) 関西大学は、令和3年3月25日、関西大学理事会で当該教員への懲戒処分を決定（減給2ヶ月）しました。

2. 不正使用の概要

(1) 不正の内容

- ・委託研究費の目的外使用及び架空請求

関西大学の教員が、学生就業者に対し、①授業の準備やレポートの採点といった教学補助業務に対する対価、②ゼミで行う見学会（ゼミ旅行）の宿泊費、学会への参加費及びそれらについての交通費の補填、③研究室における研究上必要な消耗品等の購入費の立替金の精算、について「実験補助」に対するアルバイト報酬名目で委託研究費より支給していたものです。

(2) 不正使用が行われた委託研究

委託契約	委託契約額	不正使用額
淀川大橋対策検討業務(2010年度) 大阪国道事務所	8,662,500円	138,600円
国道2号淀川大橋対策検討業務(2011年度) 大阪国道事務所	9,355,500円	102,300円
淀川大橋維持管理方針策定業務(2012年度) 大阪国道事務所	9,933,100円	121,000円
橋梁の疲労亀裂調査の効率化に関する研究 (2013～2015年度) 近畿技術事務所	15,973,650円	276,100円
鋼床版の疲労耐久性向上に関する研究(2018年度) 近畿技術事務所	4,600,000円	30,800円
計		668,800円

3.不正への対応

(1)不正使用額の返還

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）国土交通省」に基づき、関西大学に対し、不正使用に係る費用の返還を求め、令和2年10月に完納しました。

(2)当該研究者に対する応募申請の制限

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）国土交通省」に基づき、不正使用を行った研究者に対し、令和3年5月19日から令和4年5月18日まで、国土交通省所管のすべての研究資金への応募申請制限を行います。

以上